未　定　稿

森林整備事業のあらまし

－　令和７年度補助制度の概要　－

～　生きた森林づくりを目指して　～

岐阜県

目次

森林整備補助制度の位置づけ ---------- 1

森林整備事業の体系 ---------- 2

森林整備事業の特徴 ---------- 3

県単独嵩上の一覧表 ---------- 6

森林区分と施業区分 ---------- 8

森林環境保全直接支援事業 ---------- 9

鳥獣害防止施設等整備 ---------- 11

作業道等作設指針 ---------- 12

作業道の支援制度 ---------- 13

森林整備事業等に関する協定 ---------- 14

間伐関係事業一覧表（事業別・事業主体別） ---------- 15

伐採施業に対する事業別の補助対象齢級 ---------- 16

森林整備事業計画 ---------- 17

森林整備事業に係る用語の解説 ---------- 18

森林整備事業標準単価 ---------- 19

森林整備補助制度の位置付け

森林・林業基本法

（目的）
第1条　この法律は、森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。
（財政上の措置等）
第7条　政府は、森林及び林業に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

森林法

（国庫の補助）
第193条　国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

森林法施行令

第11条　法第193条の政令で定める者は、造林については次の各号に掲げる者とし、林道の開設又は拡張については第二号から第四号までに掲げる者とする。
一　森林所有者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）
二　森林組合
三　生産森林組合
四　森林組合連合会
五　森林整備法人
六　法第十一条第五項 の認定を受けた者（前各号に掲げる者を除く。）
（略）
第12条　法第193条の規定による造林に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。
一　都道府県が行う造林（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）にあつては、当該費用の額の10分の3（沖縄県にあつては、3分の2）に相当する額。
（略）
二　市町村又は前条各号に掲げる者が行う造林（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）にあつては、都道府県が10分の3（沖縄県にあつては、3分の2）を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から10分の3（沖縄県にあつては、3分の2）を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額。
（略）

参考

〇森林整備事業が「公共事業」に位置づけられる理由は？
・公共事業は一般に道路やダム工事などを考えますが、「私的な動機（利潤追求又は私生活の向上）による投資のみに委ねているときには国民経済社会の必要性からみてその存在量が不足するか、あるいは著しく不均衡になる等の望ましくない状態におかれるであろうと考えられる資本」の形成を政府が行う事業とされています。（目的＝国土の保全）

〇事後の申請（事業完了後に申請）が認められる理由は？
・主に以下の理由によります。
森林整備事業の箇所別計画は,その自然的,技術条件と施行主体の意向によって非常に変動しやすく,他の公共事業のようにあらかじめ確立性の高い設計を行うことが困難であるため。
交付件数が極めて多く、事業実施前の申請書の提出、補助金の交付決定、通知、完了後の竣　工検査等は前記の事情から変更交付決定手続きが頻発することが予測され、事務量が膨大となるため。

森林整備事業の体系

					(補助率)		
森林整備事業	国補事業(公共)	森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	間伐・森林作業道等	4/10 (分収林 5/10)		経営
			特定機能回復事業	一貫作業・森林作業道等	4/10 (分収林 5/10)		経営
		農山漁村地域整備交付金事業	機能回復整備事業	花粉発生源植替え (伐倒・植栽)	4/10		経営
	県単独事業	清流の国ぎふ森林・環境基金事業	環境保全林整備事業	除伐・間伐・更新伐 関連条件整備 不用木の除去 森林病害虫防除 修景等の環境保全 放置竹林の整備	10/10	(上限) 標準事業費以内 38,000 円/ha 313,700 円/ha 36,900 円/m3 289,100 円/ha 2,326,800 円/ha	経営
			脱炭素社会に貢献する森林づくり事業	地拵え・植栽 鳥獣害防止施設整備 下刈り	10/10	(上限) 県が別途定める定額単価以内	経営
			里山林整備事業	危険木の除去 バッファーゾーン整備 森林地域外危険木除去	2/3	(上限) 実行経費以内 700,000 円/ha 1,000,000 円/箇所	(森林活用推進課)
			観光景観林整備事業	不用木の除去(伐採木の処理除く) 不用木の除去(伐採木の処理含む) 景観形成のための植栽 伐採木・枯損木等の搬出	10/10	(上限) 220,000 円/ha 500,000 円/ha 700,000 円/ha 7,000 円/m3	
		自伐林家型地域森林整備事業		間伐・森林作業道等	1/2		経営
		森林管理路緊急整備事業		作業路 幅員3.0m 幅員2.5m 幅員2.0m 歩道		(定額) 1,600 円/m 1,400 円/m 1,400 円/m 300 円/m	経営
		作業道防災機能強化事業		排水及び路肩の補強等	1/2	(上限) 100,000 円/箇所	経営
		森林作業道グレードアップ事業		路盤工及び排水工	1/2	(上限) 1,000,000 円/路線	経営
		フォレスト・クリーンアップ事業		プラスチック製幼齢木保護資材の撤去	3/4	県が別途定める定額単価以内※間接補助	経営
	国庫事業(非公共)	林業循環成長対策森林整備事業 原木低コスト供給対策事業		○間伐材生産 間伐 関連条件整備	県が別途定める定額単価以内	(上限)	経営
				○低コスト再造林対策・再造林の低コスト化 一貫作業による再造林等 関連条件整備 被害森林の伐倒 下刈り	県が別途定める定額単価以内		
				○路網整備 林業専用道(規格相当) A区分 B区分 C区分 森林作業道 補強	定額	32,000 円/m以内 35,000 円/m以内 38,000 円/m以内 2,000 円/m以内 林業専用道(規格相当)の事業費の10%以内の額	
森林保護事業	国補事業(非公共)	森林病害虫等駆除事業			3/4		経営
		森林健全化促進事業			県が別途定める定額単価以内		
	単独事業	被害木駆除等	枯損木処理緊急整備事業		1/2		
		獣害防除事業			1/2		

森林整備事業（森林環境保全整備事業）の特徴
～実績補助・標準単価・査定係数～

手続きの流れ

事業実施後に補助金の交付申請を行い、事業完了確認後に補助金の交付・確定が同時に行われます（更新伐・森林作業道（※）を除く）。
※森林作業道のうち森林経営計画に基づく場合は、事業実施後に交付申請を行うことができます。

● 森林整備事業の実施手続き（共通）

年度	時期	内容	森林所有者等		事業主体		農林事務所
前年度	① １１～１２月頃	次年度事業要望の伝達	○	→	○		
	② １２月頃まで	事業予定書の提出			○	→	○
当年度	③ ４～６月頃	予定補助金額の通知			○	←	○
	④ 所長が定める日	事業予定調書の提出			○	→	○

○ 事業実施後に交付申請を行う場合

年度	時期	内容	森林所有者等		事業主体		農林事務所
当年度	⑤ 随時	契約、事業実施・完了	○	→	○		
	⑥ 毎月下旬（12月下旬まで）	補助金交付申請書の提出			○	→	○
	⑦ 随時	審査			○	←	○
	⑧ 審査後すみやかに	補助金の交付決定通知			○	←	○
	⑨ 決定通知後随時	補助金の支払い	○	←	○	←	○

○ 事業実施前に交付申請を行う場合

年度	時期	内容	森林所有者等		事業主体		農林事務所
当年度	⑤ 随時	事業計画の提出			○	→	○
	⑥ すみやかに	承認通知			○	←	○
	⑦ 承認通知後随時	補助金交付申請書の提出			○	→	○
	⑧ すみやかに	補助金の交付決定通知			○	←	○
	⑨ 決定通知後随時	事業実施			○		
	⑩ 事業完了後速やかに	実績報告書の提出			○	→	○
	⑪ すみやかに	審査			○	←	○
	⑫ 審査後すみやかに	額の確定通知			○	←	○
	⑬ 通知後随時	補助金の支払い	○	←	○	←	○

標準単価

知事が施業区分ごとに単位面積当たりの標準的な事業単価を定め、これによって補助金額の算定を行います。（一部事業を除く）

〇主な標準単価

区分			標準単価	内容
育成単層林整備	人工造林	スギ(少花粉)	750,700 円/ha	伐採跡地等で行う地拵、植栽（1,000本植）
		広葉樹	695,900 円/ha	伐採跡地等で行う地拵、植栽（1,000本植）
		スギ(少花粉)コンテナ苗	779,900 円/ha	伐採跡地等で行う地拵、植栽（1,000本植）
	下刈		208,000 円/ha	雑草木の除去
	雪起こし･倒木起こし		234,600 円/ha	倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		225,300 円/ha	林木の枝葉の除去(2.0m以下、75%以上実施、2500本～)
	除伐		214,200 円/ha	刈払機を使用した不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐		254,900 円/ha	適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	定性間伐		277,900 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰等のために行う伐採（車両系10以上～20未満㎥搬出）
	列状間伐		219,100 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰等のために行う伐採（車両系10以上～20未満㎥搬出）
	更新伐		267,600 円/ha	複層林の造成を目的とした不用木除去、不良木淘汰（定性、車両系10以上～20未満㎥搬出）
	一貫作業	地拵えのみ(機械地拵え)	266,300 円/ha	伐採跡地で行う機械地拵
		スギ(少花粉)コンテナ苗	335,500 円/ha	伐採跡地で行う植栽（1,000本植）
育成複層林整備	樹下植栽	スギ(少花粉)	159,300 円/ha	複層林造成のための樹下への針葉樹植栽（500本植）
		広葉樹	131,900 円/ha	複層林造成のための樹下への広葉樹植栽（500本植）
		スギ(少花粉)コンテナ苗	173,900 円/ha	伐採跡地等で行う地拵、針葉樹の植栽（500本植）
	下刈		208,000 円/ha	雑草木の除去
	雪起こし･倒木起こし		138,700 円/ha	倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		225,300 円/ha	林木の枝葉の除去(2.0m以下、75%以上実施、2500本～)
	除伐		214,200 円/ha	刈払機を使用した不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐		254,900 円/ha	適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	定性間伐		277,900 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰等のために行う伐採（車両系10以上～20未満㎥搬出）
	列状間伐		219,100 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰等のために行う伐採（車両系10以上～20未満㎥搬出）
付帯施設	鳥獣害防止施設等整備		56,800 円/ha	野生鳥獣による森林被害の防止のための施設整備（忌避剤、2000本/ha～）
	荒廃竹林整備		558,100 円/ha	周辺の森林を被圧しつつある竹林の整備、森林整備と一体的に実施するものに限る(2000本/ha～)

査定係数

事業の種類、実施形態等に応じ、政策上の重要性による「査定」を行うため、国が定める係数を用いて補助金を算出します。

区分		間伐	更新伐	植栽・その他保育	内容
森林経営計画	特定間伐等促進計画				
あり	不問	170	170	170	経営計画の認定を受けたものが計画に基づき行う施業
なし	あり	170	170	170	計画策定者等※が当該計画に基づき行う施業

※ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画で事業主体に位置づけられたもの

※「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は「特定植栽の実施を促進すべき区域」において実施する人工造林（2000本/ha以下）及び同施工地における3回目までの下刈りについては、査定係数を180とする

補助金額

補助金の計算は、次により行います

○補助金の算出

事業区分	補助金の計算方法
森林環境保全直接支援事業 特定機能回復事業	査定経費 標準経費 単価表単価×間接費率×実面積×査定係数 ×補助率

注１　森林作業道は、森林作業道等標準単価により積算した額を標準経費とみなす。
　２　以下の場合については、標準経費と実行経費を比較し、いずれか低い額を用いて補助金額を算出する。
　　(1)作業道等の開設（標準単価以外を適用した場合）・改良を事業主体が請負に付して実行した場合
　　(2)ボランティア活動等により通常の労賃水準を著しく下回る報酬により行われた森林の整備
　　(3)市町村が請負に付して実行した場合

○間接費率

区分	間接費率
現場監督費(雇用労務により実施される場合または管理･監督の状況が明確に記録されている場合のみ)	21%
社会保険料等(加入状況に応じて)	0～18%

○計算例

①個人有林において、森林組合(間接費率39%)が受託により普通造林2.00haを実施した場合
（適用条件:スギ(少花粉)コンテナ苗、1,000本/ha、地拵えあり、森林経営計画あり）

- 人工造林の単価表単価　＝　＝　779,900 円
- 標準単価　＝　779,900 円 ×　間接費率1.39　＝　1,084,000 円(百円未満切り捨て)
- 標準事業費　＝　1,084,000 円 ×　面積2.00ha　＝　2,168,000 円(円未満切り捨て)
- 査定経費　＝　2,168,000 円 ×　査定係数170/100　＝　3,685,600 円(円未満切り捨て)
- 補助金額　＝　3,685,600 円 ×　補助率40%　＝　1,474,240 円(円未満切り上げ)

②市町村が請負により普通造林2.00haを契約額1,500,000円で実施した場合
（適用条件:針葉樹、3,000本/ha、地拵えあり、森林経営計画あり）

- 実行経費　＝　1,500,000 円
- 査定経費　＝　1,500,000 円 ×　査定係数170/100　＝　2,550,000 円(円未満切り捨て)
- 補助金額　＝　2,550,000 円 ×　補助率40%　＝　1,020,000 円(円未満切り上げ)

※ただし、実行経費が標準事業費を上回った場合は、標準単価で算出した金額を助成する。

代理申請

事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができます。

①事務取扱手数料	実費の範囲内の額
②委任状	代理申請に際しては、事業主体の委任状を申請書に添付

年度区分

森林整備事業の補助の年度区分は、県の審査を合格した日の属する年度とします。

①実行と申請	事業完了後概ね1年以内のものは申請可能(ただし調査確認可能なものに限る)

県単独嵩上の一覧表

Ⅰ　森林環境保全整備事業

１　人工造林（再造林）、下刈り（１齢級以内）、雪起こし（１齢級以内）

条件	嵩上率（実質補助率）
(1)森林環境保全直接支援事業 ・森林経営計画等に基づく施業であること ・施業予定地が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林 (2)特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林）） ・森林経営計画等に基づく施業であること ・施業予定地が被害森林等であること	８５％以内 ((2)にあっては雪起こしを除く)

条件	嵩上率（実質補助率）
・森林経営計画等に基づく施業であること ・施業予定地が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林 ・主伐・再造林推進ガイドラインに基づき主伐を実施するまでに協定締結等を行い植栽を実施した森林（市町村が5%以上の嵩上げを実施するもの）	９５％以内

条件（気象害等による特殊地拵え）	嵩上率（実質補助率）
・森林経営計画等に基づく施業であること ・施業予定地が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林 ・２年以内に植栽による更新を行うこと。	８５％以内

２　森林作業道（人工造林（再造林）に使用される森林作業道の開設及び改良）

条件（人工造林）		嵩上率（実質補助率）
人工造林（再造林）の施業予定地が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林又は区分される予定の森林（区分される予定の森林は市町村長が証明書類が必要）		事業費12千円/m未満の場合 ８０％以内
	複数の事業体等が共同で森林経営計画を策定し、森林作業道を整備する場合	事業費12千円/m未満の場合 ８５％以内

３　鳥獣被害防護施設

条件	嵩上率（実質補助率）
新植、補植と一体的に設置する忌避剤、幼齢木保護、防護柵	１００％以内

※ 実質補助率（国補助、義務県費、県単独嵩上の合計補助率）

県単独嵩上の一覧表

Ⅱ　林業循環成長対策森林整備事業･原木低コスト供給対策事業

１　一貫作業による人工造林（再造林）、末木枝条集材、下刈り

条件	嵩上率（実質補助率）
・コンテナ苗を使用し、1haあたりの植栽本数が原則1,000本以上、おおむね2,000本以内の再造林 ・原木市場等に燃料用チップ材として出荷した末木枝条にかかる集材	８５％以内

条件	嵩上率（実質補助率）
・コンテナ苗を使用し、1haあたりの植栽本数が原則1,000本以上、おおむね2,000本以内の再造林 ・原木市場等に燃料用チップ材として出荷した末木枝条にかかる集材 ・主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行い植栽を実施した森林	９５％以内

２　被害森林の伐倒・造材

条件	嵩上率（実質補助率）
・被害状況を確認できる資料を添付のうえ知事へ協議し、承認された森林の伐倒・造材	５０％以内

３　鳥獣被害防護施設

条件	嵩上率（実質補助率）
新植、補植と一体的に設置する幼齢木保護、防護柵	１００％以内

※ 実質補助率（国補助、県単独嵩上の合計補助率）

森林区分と施業区分

森林区分

育成林	育成単層林	林木を一度に全部伐採し、人為（植栽、下刈、間伐等）により単一の樹冠層の森林として成立・維持する施業が行われている森林
	育成複層林	林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層の森林（施業の過程で一時的に単層となる森林を含む。）として成立・維持する施業が行われている森林
天然生林		主として天然力を活用することにより成立・維持する施業が行われている森林

施業区分

育成単層林整備	人工造林		単層人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽
	下刈り		植栽等により更新した単層林で行う雑草木の除去
	雪起こし		植栽等により更新した単層林で行う雪圧倒伏木の倒木起こし
	倒木起こし		植栽により更新した単層林で行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		林木の枝葉の除去
	除伐		下刈りが終了した林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐		適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	間伐		適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
	更新伐		育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らし。
	一貫作業		林相転換を目的とする不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽の各作業を並行又は連続して行う一貫作業
育成複層林整備	樹下植栽等	樹下植栽	育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への植栽
		更新作業	天然更新による森林の育成を目的として行う地表かき起こし、不用萌芽の除去
	下刈り		植栽等により更新した複層林で行う雑草木の除去
	雪起こし		植栽等により更新した複層林で行う雪圧倒伏木の倒木起こし
	倒木起こし		植栽により更新した複層林で行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		下層木の枝葉の除去
	除伐		下刈りが終了した林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐		適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	間伐		適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
	更新伐		育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らし。
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備		森林整備と一体的に実施する野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制限を図るための鳥獣害防止施設等の整備
	荒廃竹林整備		森林整備と一体的に実施する周辺森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備（皆伐）
森林作業道整備			森林整備と一体的に実施する作業道の開設及び改良

森林環境保全直接支援事業

～面的まとまりをもって持続的な森林経営を行う方への直接支援～

事業の趣旨

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現します。

事業主体

県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人（林業公社）、特定非営利法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる者）、協業体（森林法施行令第11条第8号に規定する森林所有者の団体）、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において事業主体に位置づけられた者、森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者

間伐・更新伐については、特定間伐等促進計画において事業主体に位置づけられた者が実施する場合は、集約化実施計画の対象森林に限る。

事業内容

①森林整備　1施行地0.1ha以上

区分			補助対象齢級													採択基準等
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	Ⅹ	ⅩⅡ	13～18	19～20	
育成単層林整備	人工造林															1,000本/ha以上植栽
	下　刈		―	―												２齢級では原則１回
	雪起こし		―	―	―	―	―									本数被害率30%以上
	倒木起こし				―	―	―									火災、気象災、病虫害等による倒伏木が対象
	枝打ち				―	―	―	―								枝下高8mまで、生枝の打幅が1m以上
	除伐				―	―	―									
	保育間伐				―	―	―	―	―	―	―	―	―			齢級にかかわらず平均胸高直径18cm未満の林分
	間伐				―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	間伐率30%以上。経営計画による場合は、標準伐期齢の2倍まで対象
育成複層林整備	樹下植栽等	樹下植栽			―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	上層木の齢級 1,000本/ha×伐採率程度以上
		更新作業														更新伐実施後2年以内
	下刈り		―	―	―	―	―									下層木の齢級 ２齢級以上では原則１回
	雪起こし		―	―	―	―	―									本数被害率30%以上
	倒木起こし				―	―	―									火災、気象災、病虫害等による倒伏木
	枝打ち				―	―	―	―								下層木の齢級
	除伐				―	―	―									下層木の齢級
	間伐				―	―	―	―	―	―	―	―	―			間伐率30%以上
	更新伐	整理伐										―	―	―	―	天然林の質的・構造的改善を目的とするもの。伐採率70%以下（経営計画による場合はこの限りでない）
		人工林整理伐										―	―	―	―	人工林において天然更新を図るもの。伐採率50%以下
		面的復層林施業										―	―	―	―	林齢や樹種が異なる林相を構成する森林へと誘導するための施業。伐採率は区域面積の50%未満

（注）　補助等により除伐、間伐、更新伐を実施した場合は、その翌年度から5年以上を経過しなければ除伐、間伐、更新伐を実施し補助金の申請をすることができない。

②森林作業道整備
森林整備の実施に必要な作業道の開設及び改良

③付帯施設等整備
森林整備と一体として行う下記の整備

鳥獣害防止施設	ネット等取付、忌避剤塗布、幼齢木保護、防護柵
荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備（皆伐）

補助金額

① 補助率
分収林等 ： 補助率 ＝ 標準単価により査定した経費の 5／10 （ 国 3／10 、県 2／10 ）
上記以外 ： 補助率 ＝ 標準単価により査定した経費の 4／10 （ 国 3／10 、県 1／10 ）

② 査定係数
170･･･森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」）に基づき行う事業
180･･･「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う人工造林（2000本/ha以下）及び同施工地における3回目までの下刈り

③ 作業道等開設事業　［標準経費又は実行経費（請負の場合）］×査定係数×補助率

④ 付帯施設整備　［標準経費又は実行経費］×査定係数×補助率

鳥獣害防止施設等整備

～シカ等の鳥獣害を防止するための施設等の整備～

対象事業

森林環境保全直接支援事業、原木低コスト供給対策事業（※テープ巻のみ）、林業循環成長対策森林整備事業、特定機能回復事業（被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林））

対象地域

人工造林等森林施業と一体的に実施する箇所

事業内容

区分	内容	本体事業
①剥皮防護資材 （ネット等取付）	300本以上/ha、ネット等の高さが140cm以上 根張り部分が隠れるよう設置	樹下植栽、間伐、枝打ち、更新伐
②防護柵	高さ：1.8m以上 網の目合：10cm以下 スカートネットあり	植栽（樹下植栽を含む）、下刈り、雪起こし、除伐、間伐、枝打ち
③忌避剤	コニファー水和剤相当品等忌避剤	植栽（樹下植栽を含む）、下刈り、雪起こし
④幼齢木保護 （ネットまたはチューブ）	ヘキサチューブ等幼齢木保護材 （植栽木を１本毎に保護材で覆う）	植栽（樹下植栽を含む）、下刈り、雪起こし

補助金額

○補助率　森林整備の算出方法に準じます。
※森林環境保全直接支援事業による植栽と一体で実施するシカ防護柵、忌避剤、幼齢木保護については、実質補助率100％
※林業循環成長対策森林整備事業（低コスト再造林対策）による植栽と一体で実施するシカ防護柵、幼齢木保護については、県が別途定める定額単価の範囲内で実質補助率100％

（参考）

県単独事業

事業内容	クマ剥ぎ等の被害を防止するためのテープ等防除用具の設置 県の補助事業により設置した防護柵の維持管理体制整備
事業主体	森林組合、森林所有者、森林管理者
要件	間接補助事業者：市町村
対象森林	民有林(1施行地がテープ巻きの場合0.1ha以上、防護柵の場合100m以上あること)
実施率	テープ巻きは1ha当たり概ね1,000本以上、防護柵は100m以上(共に林齢の制限なし)
補助率	県1／2、市町村1／4、その他1／4

岐阜県森林作業道作設指針（概要）

設計の考え方	内容（抜粋）
目的	間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道
設計車輌	林内作業車、２ｔ積トラック程度
幅員	幅員は、傾斜や導入する作業システムに応じて2.5～3.0mを目安とし、作業を行う区間に限り必要最小限の余裕(0.5m程度)を付加することができる。
曲線部	急勾配区間と曲線部の組合せは避けるものとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保するものとする。また、Ｓ字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設ける。
縦断勾配	概ね１８％以下とする。やむを得ない場合は短区間に限り２５％程度とする。 マサ土地域などの砂質土では７％以下を基本とする。
横断勾配	原則として路面の横断勾配は水平
待避所・車廻し・作業スペース	適切に配置する。
切取	土砂は、６分を標準とする。 岩は、３分を標準とする。 ただし、直切の可否は、土質、近傍の現場の状況などから判断する。
盛土	盛土高が２ｍ以下は、法勾配を概ね１割より緩い勾配とする。 盛土高が２ｍを超える場合は１割２分より緩い勾配とする。 盛土高５ｍを超える場合は５ｍごとに小段を設ける。 ただし、保安林や砂防法等の指定地では、該当法令における基準を適用する。 盛土のり面のすり付き先は現地で発生した枝葉や丸太などの集積物ではなく地山などの安定した場所とする。
排水施設	排水施設は路面の縦断勾配、延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 小渓流の横断は、原則洗い越しとする。
簡易構造物等	丸太組工、ふとんかご等の構造物は、現地条件に応じた規格又は構造の施設を設置する。
路盤工	必要な箇所に施工する。
コンクリート路面工	必要な箇所に施工する。

森林作業道等の支援制度

事業名	森林環境保全直接支援事業（公共事業）	・原木低コスト供給対策事業 ・林業循環成長対策森林整備事業（非公共事業）	森林管理路緊急整備事業（県単独事業）	自伐林家型地域森林整備事業（県単独事業）	作業道防災機能強化事業（県単独事業）	森林作業道グレードアップ事業（県単独事業）
事業内容	森林作業道の開設・改良	林業専用道(規格相当)、森林作業道、関連条件整備	森林管理路の開設	森林作業道の開設	森林作業道の排水施設及び路肩の補強等	既設作業道の継続的利用及び輸送能力の向上を目的とした高規格化
条件等	・1路線100m以上 ・森林施業1ha以上（改良は0.1ha以上） ・森林経営計画等区域内であること。 ・岐阜県作業道等開設研修修了者を設置すること。等	・開設は1路線100m以上 ・森林施業予定地に近接し、当該面積1ha以上（補強、森林作業道は0.1ha以上） ・生産基盤強化区域もしくは効率的施業区域内であること。 ・岐阜県作業道等開設研修修了者を設置すること。 ・林業専用道（規格相当）の区分分けは審査会の確認を受けること。等	・1路線50m以上300m以下 ・国庫補助事業等の採択要件を満たさないもの（予算の都合上国庫補助事業で採択できなかったものを含む）	・1路線50m以下 ・施業と同一年度の開設であること ・国庫補助事業の採択要件を満たさないもの	・森林作業道台帳が整備されていること。 ・下流に人家等の保全対象があり、災害の危険性が高まっている作業道であること。	・既設森林作業道の路盤工（路盤強化、拡幅等）及び排水工
事業（実施）主体	県、市町村、森林組合、森林整備法人、NPO、森林所有者の団体、森林経営計画または森林施業計画の認定を受けた者　等	市町村、森林整備法人、選定経営体	県、市町村、森林組合、森林整備法人、NPO、森林所有者の団体、森林経営計画または森林施業計画の認定を受けた者　等	森林所有者、森林所有者から委託を受けた者	作業道の管理主体（市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林経営計画策定者　等）	森林作業道の管理者又は管理者から委任を受けた者
構造・規格	岐阜県森林作業道作設指針による	林業専用道(規格相当):岐阜県林業専用道作設指針による 森林作業道:岐阜県森林作業道作設指針による	岐阜県森林作業道作設指針による	岐阜県森林作業道作設指針による	岐阜県森林作業道作設指針による	岐阜県森林作業道作設指針による
補助金額	人工造林（再造林）に使用される森林作業道で事業費12千円/m未満の路線:80%以内 複数の事業体等が共同で森林経営計画を策定し、人工造林（再造林）に使用される森林作業道で事業費12千円/m未満の路線:85%以内	林業専用道(規格相当) 定額以内 A区分:32,000円／m以内 B区分:35,000円／m以内 C区分:38,000円／m以内 補強 林業専用道（規格相当）の事業費の10%以内の額 森林作業道 2,000円／m以内	作業路（定額補助） 幅員 3.0m:1,600円／m 2.5m:1,400円／m 2.0m:1,400円／m 作業歩道（定額補助） 幅員 0.6m以上:300円／m	標準単価に事業量を乗じた額の1/2以内	実行経費の1／2 （上限） 100,000円/箇所	路盤工:2,600円/m 排水工:24,000円/箇所
申請方式	・事後申請方式 (予め計画書の提出が必要)	・事前申請方式 (予め計画書の提出が必要)	・事後申請方式 (予め計画書の提出が必要)	・事後申請方式 (予め計画書の提出が必要)	・事前申請方式 (予め計画書の提出が必要)	・事前申請方式 (予め計画書の提出が必要)

森林整備事業等に関する協定

協定の名称	対象事業	メリット	制限等	協定事項◎関係法令
施業実施協定 ［10年］	森林環境保全直接支援事業	協定を締結したNPO法人等が事業主体になれる		1.施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積 2.NPO法人が行う森林施業の種類、実施方法、時期 3.前号の事項の実施に必要な作業路網等の施設の設置及び維持運営に関する事項 4.協定の有効期限 5.協定に違反した場合の措置 ◎森林法第10条の11の３
事業の実施に関する協定 ［10年以上］	環境保全林整備事業 （清流の国ぎふ森林・環境基金事業）	実施主体になれる	1.実施の翌年度から10年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しない 2.実施の翌年度から10年以内に、立木竹の全面伐採除去を行わない	1.協定の期間（10年以上） 2.対象森林の所在、面積等 3.整備の内容 4.費用の負担 5.当事者の義務 6.災害等による損害 7.協定の継承等 8.協定の失効 9.疑義の決定 ◎岐阜県環境保全林整備事業実施要領 ※事業主体の長、市町村長、森林所有者の三者契約
事業の実施に関する協定 ［10年以上］	特定機能回復事業（森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策(特定スギ人工林)）	実施主体になれる	1.補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して概ね10年を経過するまでの間に対象森林を森林以外の用途へ転用しない。 2.補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して概ね10年を経過するまでの間に立木竹の全面伐採除去を行わない。	1.協定の目的 2.協定の期間 3.対象森林の所在、面積等 4.事業内容 5.費用負担 6.当事者の義務 7.災害等による損害 8.協定の継承等 9.協定の失効 10.疑義の決定 ◎岐阜県環境保全林整備事業実施要領の運用 ※事業主体の長、市町村長、森林所有者の三者契約

間伐関係事業一覧表（事業別・事業主体別）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2">事業主体</th><th colspan="3">面積・搬出要件</th><th rowspan="2">補助率</th><th rowspan="2">申請時期</th></tr>
<tr><th>1施行地</th><th>1申請団地</th><th>搬出材積</th></tr>
<tr><td rowspan="3">国庫補助事業</td><td rowspan="2">森林環境保全整備事業</td><td>森林環境保全直接支援事業</td><td>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業関係公社、NPO等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者、ほか</td><td>0.1ha以上</td><td>0.1ha以上</td><td>10m3/ha以上</td><td>68%
［分収林85%］</td><td>事後申請</td></tr>
<tr><td colspan="2">原木低コスト供給対策事業</td><td rowspan="2">市町村、森林整備法人、選定経営体のうち事業計画に明記された事業主体</td><td rowspan="2">0.1ha以上
事業実施面積の過半から搬出が必要</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">10m3/ha以上</td><td rowspan="4">定額</td><td rowspan="4">事前申請</td></tr>
<tr><td colspan="2">林業循環成長対策森林整備事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県単独事業</td><td rowspan="2">清流の国ぎふ森林・環境基金事業</td><td>環境保全林整備事業</td><td>市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、その他知事が認める者
※協定締結が必要</td><td>0.1ha以上</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">自伐林家型地域森林整備事業</td><td>森林所有者、森林所有者から委託を受けた者</td><td>0.05ha以上</td><td>0.1ha以上</td><td>下限なし</td><td>50%</td><td>事後申請</td></tr>
</table>

伐採施業に対する事業別の補助対象齢級

齢級	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	事業概要
森林環境保全直接支援事業（公共造林）	保育間伐																		・3～12齢級の人工林又は胸高直径18cm未満の林分で実施する不用木の除去・淘汰
	間伐										経営計画による場合は標準伐期齢の2倍まで								・3～12齢級の人工林で実施する間伐及び搬出 ・収量比数が0.6より大きいと判断できる場合のみ実施可能
											過密林間伐								・13～18齢級のスギ・ヒノキ人工林で実施する間伐及び搬出
								更新伐〔整理伐〕									標準伐期齢に2を乗じた林齢以下		・天然林の質的・構造的な改善を目的として10～18齢級の林分で行う抜き伐り ・伐採率は概ね70％以下とする
								更新伐〔人工林整理伐〕											・人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的に行う10～18齢級の定性伐採 ・伐採率は主林木の概ね50％以下 ・特定機能回復事業による更新伐は、平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採が可能 ・更新伐を実施した施行地は、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図る
								更新伐〔面的複層林施業〕											・森林経営計画の対象森林であり、10齢級以上の人工林がまとまった森林て行う帯状又は群状伐採 ・伐採率は区域面積の概ね50％未満
原木低コスト（非公共）	搬出間伐										過密林間伐								・12齢級以下の林分の不用木の除去、不良木の淘汰 ・18齢級以下の林分で行う過密林間伐
林業循環成長対策（非公共）	搬出間伐										過密林間伐								・12齢級以下の林分の不用木の除去、不良木の淘汰 ・18齢級以下の林分で行う過密林間伐
環境林（環境税）	除伐			間伐							過密林間伐								・3～12齢級の人工林及びこれらと一体的に整備が必要 ・な森林で実施する除伐、間伐、更新伐等 水源地域周辺や急傾斜地等における水源涵養の機能、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、また、里山林等における快適環境形成機能、保健・文化機能、生物多様性保全機能の維持増進 ・を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林 市町村・森林所有者・事業主体との間で協定を締結した森林であること
	更新伐																		
自伐林家	森林環境保全直接支援事業に準ずる																		

※ 更新伐は、森林経営計画および森林施業計画においては「主伐」となるため、認定基準上の林齢に達している必要があります

森林整備事業計画

市町村名	事務所名	森林環境保全整備事業計画					備考
		森林環境保全整備事業					
		地域名	計画期間	森林環境保全直接支援事業	特定機能回復事業	林業専用道整備事業	
高山市	飛騨	宮・庄川	7 ～ 11	○	○		
飛騨市	飛騨	宮・庄川		○			
白川村	飛騨	宮・庄川		○			
3	1			3			
美濃加茂市	可茂	飛騨川	4 ～ 8	○	○		
坂祝町	可茂	飛騨川		○			
富加町	可茂	飛騨川		○			
川辺町	可茂	飛騨川		○			
七宗町	可茂	飛騨川		○			
八百津町	可茂	飛騨川		○		○	
白川町	可茂	飛騨川		○			
東白川村	可茂	飛騨川		○			
下呂市	下呂	飛騨川		○			
9	2			9		1	
御嵩町	可茂	木曽川	5 ～ 9	○	○		
可児市	可茂	木曽川		○			
多治見市	東濃	木曽川		○			
瑞浪市	東濃	木曽川		○			
土岐市	東濃	木曽川		○			
中津川市	恵那	木曽川		○			
恵那市	恵那	木曽川		○		○	
7	3			7		1	
本巣市	岐阜	揖斐川	6 ～ 10	○	○		
大垣市	西濃	揖斐川		○			
海津市	西濃	揖斐川		○			
養老町	西濃	揖斐川		○			
垂井町	西濃	揖斐川		○		○	
関ヶ原町	西濃	揖斐川		○			
揖斐川町	揖斐	揖斐川		○		○	
大野町	揖斐	揖斐川		○			
池田町	揖斐	揖斐川		○			
9	3			9		2	
岐阜市	岐阜	長良川	3 ～ 7	○	○		
各務原市	岐阜	長良川		○			
山県市	岐阜	長良川		○			
関市	中濃	長良川		○			
美濃市	中濃	長良川		○			
郡上市	郡上	長良川		○			
6	3			6			
34		計		34	－	4	

○事業評価について

事前評価 ・・・・・・・・・事業着手前年度
完了後の評価 ・・・・・事業完了後5年後

森林整備事業に係る用語の解説

用語	解説
地域森林計画	民有林を対象として、県知事が５年ごとに立てる10カ年の計画。岐阜県は、木曽川、揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川の５計画
市町村森林整備計画	市町村内の地域森林計画対象森林を対象として、市町村長が５年ごとに立てる10カ年の総合的な整備計画。
森林環境保全整備事業計画	市町村森林整備計画の達成に資するものとして、森林環境保全直接支援事業、林業専用道整備事業等について県知事が作成する５カ年の事業計画。
森林経営計画	森林法に基づき、森林所有者または森林経営を受託した者が、林班または隣接する複数の林班を対象に森林の経営に関する５カ年の計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。
特定間伐等促進計画	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき市町村が作成することができる特定間伐等の実施の促進に関する計画。
森林の機能	地域森林計画において、森林の有する機能を「木材等生産」「水源かん養」「山地災害防止」「生活環境保全」「保健文化」の５つに区分して、森林簿に表示している。
査定係数	造林の種類や地域の実情に応じて定められた政策上のウェイトづけの係数のこと。森林整備の推進方向に沿った事業の計画的な実施を図る上で、重要な役割を果たしている。森林施業計画が立てられているか等により係数が定められている。
間接費	○現場監督費 現場労働者の管理等のために必要な費用で、雇用労務により実施される場合および実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合のみ加算できる。 ○社会保険料等 労災保険、雇用保険等の加入状況に応じ加算できる。
手数料	森林組合等は、実費の範囲内で事務取扱手数料を徴収することができる。手数料は補助金交付申請書の作成、提出、補助金受領、その他事務処理に必要な経費とする。
標準伐期齢	市町村森林整備計画において平均成長量が最大となる年齢を基準として定められる林齢で、標準的な伐採（主伐）時期としての指標、制限林の伐採規制等に用いられる。（その林齢での伐採を促すものではない）
面的複層林施業	森林を構成する林木を帯状又は群状で伐採し、 一定の範囲において林齢や樹種の違いから異なる林相を構成する森林として、人為により成立させ維持する森林施業をいう。
協業体	森林法施行令第11条の8に規定される団体で、森林所有者が主たる構成員となっており、農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの。

令和７年度森林整備事業標準単価

資料－1

（単層林）

作業内容等		区分			単価（円／ha）	摘要
人工造林	地拵え及び植栽（通常苗）	樹種	植栽本数/ha		単価（円）	
		スギ（通常）	1,000本		716,100	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定
		スギ（少花粉）	1,000本		750,700	
		スギ（特定母樹）	1,000本		750,700	
		ヒノキ	1,000本		744,800	
		カラマツ	1,000本		735,200	
		その他針葉樹	1,000本		704,200	
		広葉樹	1,000本		695,900	
	地拵え及び植栽（ｺﾝﾃﾅ苗）	樹種	植栽本数/ha		単価（円）	
		スギ（通常）	1,000本		776,300	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定
		スギ（少花粉）	1,000本		779,900	
		スギ（特定母樹）	1,000本		808,500	
		ヒノキ	1,000本		738,100	
		カラマツ	1,000本		785,800	
		広葉樹	1,000本		882,400	
	地拵え及び植栽（生分解性ﾎﾟｯﾄ苗）	樹種	植栽本数/ha		単価（円）	
		スギ（通常）	1,000本		821,600	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定
		スギ（少花粉）	1,000本		821,600	
		スギ（特定母樹）	1,000本		821,600	
		ヒノキ	1,000本		821,600	
下刈		対象齢級	対象齢級		単価（円）	１齢級については、毎年実施可能。
		1～2齢級	下刈り（全刈り）		208,000	２齢級以上については、１回のみ。
雪起こし			対象齢級		単価（円）	
			1齢級		234,600	植栽木本数の30%以上が倒伏した区域で実施した場合に補助対象
			2齢級		275,800	
			3～5齢級		393,600	
倒木起こし			対象齢級		単価（円）	
			3～5齢級		234,600	
枝打ち	(2.0m以下)	対象齢級	林内生育本数/ha		単価（円）	生枝の打幅が１ｍ以上
		3～6齢級	2,500本以上		225,300	生枝の打幅の中間点が地上から2.0m以下
			2,100～2,499本		189,300	・この単価例は実施率75%以上
			1,800～2,099本		162,200	
	(2.0m超える)	対象齢級	林内生育本数/ha		単価（円）	生枝の打幅が１ｍ以上
		3～6齢級	2,500本以上		268,200	生枝の打幅の中間点が地上から2.0m超
			2,100～2,499本		225,300	・この単価例は実施率75%以上
			1,800～2,099本		193,100	
除伐		使用機械	対象齢級		単価（円）	
		刈払機	3～5齢級		214,200	
保育間伐		使用機械	対象齢級		単価（円）	
		チェーンソー	3～7齢級		254,900	
間伐	伐採方法	方法等	対象齢級	搬出材積m3	単価（円）	伐採率（本数）30%以上
	定性間伐	車輌系	間伐 3～12齢級 過密林 13～18齢級	10未満	207,400	
				10以上～20未満	277,900	
				20以上～30未満	348,400	
				30以上～40未満	418,900	
				40以上～50未満	489,400	
				50以上～60未満	559,900	
				60以上～70未満	630,400	
				70以上～80未満	700,900	
				80以上	771,400	
		架線系	間伐 3～12齢級 過密林 13～18齢級	10未満	207,400	
				10以上～20未満	292,200	
				20以上～30未満	377,100	
				30以上～40未満	461,900	
				40以上～50未満	546,800	
				50以上～60未満	631,600	
				60以上～70未満	716,500	
				70以上～80未満	801,300	
				80以上	886,100	
	列状間伐	車輌系	間伐 3～12齢級 過密林 13～18齢級	10未満	159,300	伐採率（本数）30%以上
				10以上～20未満	219,100	
				20以上～30未満	279,000	
				30以上～40未満	338,800	
				40以上～50未満	398,700	
				50以上～60未満	458,500	
				60以上～70未満	518,400	
				70以上～80未満	578,300	
				80以上	638,100	
		架線系	間伐 3～12齢級 過密林 13～18齢級	10未満	159,300	
				10以上～20未満	230,600	
				20以上～30未満	301,900	
				30以上～40未満	373,300	
				40以上～50未満	444,600	
				50以上～60未満	515,900	
				60以上～70未満	587,300	
				70以上～80未満	658,600	
				80以上	730,000	
	伐採方法	方法等	対象齢級	搬出材積m3	単価（円）	
	定性	車輌系	更新伐 10～18齢級	10未満	197,100	天然林整理伐　伐採率70%以下
				10以上～20未満	267,600	
				20以上～30未満	338,100	人工林整理伐　伐採率50%以下
				30以上～40未満	408,600	
				40以上～50未満	479,100	
				50以上～60未満	549,600	
				60以上～70未満	620,100	
				70以上～80未満	690,600	
				80以上	761,100	

更　新　伐	定性	架線系	更新伐 10～18齢級	10未満	197,100	
				10以上～20未満	281,900	
				20以上～30未満	366,800	
				30以上～40未満	451,600	
				40以上～50未満	536,500	
				50以上～60未満	621,300	
				60以上～70未満	706,200	
				70以上～80未満	791,000	
				80以上	875,900	
	帯状・郡状	車輌系	更新伐 10～18齢級	10未満	151,400	
				10以上～20未満	211,200	
				20以上～30未満	271,100	
				30以上～40未満	330,900	
				40以上～50未満	390,800	
				50以上～60未満	450,700	
				60以上～70未満	510,500	
				70以上～80未満	570,400	
				80以上	630,200	
		架線系	更新伐 10～18齢級	10未満	151,400	
				10以上～20未満	222,700	
				20以上～30未満	294,100	
				30以上～40未満	365,400	
				40以上～50未満	436,700	
				50以上～60未満	508,100	
				60以上～70未満	579,400	
				70以上～80未満	650,700	
				80以上	722,100	
一貫作業	地拵えのみ （機械地拵え）				単価（円）	
					266,300	
	植栽のみ （普通苗）	樹　種	植栽本数/ha		単価（円）	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定
		スギ（少花粉）	1,000本		306,400	
		スギ（特定母樹）	1,000本		306,400	
		ヒノキ	1,000本		300,400	
		カラマツ	1,000本		290,900	
		その他針葉樹	1,000本		259,900	
		広葉樹	1,000本		251,600	
	植栽のみ （ｺﾝﾃﾅ苗）	樹　種	植栽本数/ha		単価（円）	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定
		スギ（少花粉）	1,000本		335,500	
		スギ（特定母樹）	1,000本		364,200	
		ヒノキ	1,000本		293,800	
		カラマツ	1,000本		341,500	
		広葉樹	1,000本		438,100	
	植栽のみ （生分解性ﾎﾟｯﾄ苗）	樹　種	植栽本数/ha		単価（円）	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定
		スギ（少花粉）	1,000本		377,300	
		スギ（特定母樹）	1,000本		377,300	
		ヒノキ	1,000本		377,300	

（複層林）

作　業　内　容　等		区　分			単　価 （円／ha）	摘　要
更新作業	地表かき起こし				369,300	
	不用萌芽除去				393,800	
樹下植栽	植栽のみ （普通苗）	樹　種	対象齢級	植栽本数/ha	単価（円）	500本/haから1,500本以上まで500本毎に設定 この単価例は定性植栽
		スギ（通常）	上層木3齢級～ （面的複層林施業 10齢級～）	500本	142,000	
		スギ（少花粉）		500本	159,300	
		スギ（特定母樹）		500本	159,300	
		ヒノキ		500本	156,300	
		カラマツ		500本	151,600	
		その他針葉樹		500本	136,100	
		広葉樹		500本	131,900	
	植栽のみ （ｺﾝﾃﾅ苗）	樹　種	対象齢級	植栽本数/ha	単価（円）	500本/haから1,500本以上まで500本毎に設定 この単価例は定性植栽
		スギ（通常）	上層木3齢級～ （面的複層林施業 10齢級～）	500本	172,100	
		スギ（少花粉）		500本	173,900	
		スギ（特定母樹）		500本	188,200	
		ヒノキ		500本	153,000	
		カラマツ		500本	176,900	
		広葉樹		500本	131,900	
	植栽のみ （生分解性ﾎﾟｯﾄ苗）	樹　種	対象齢級	植栽本数/ha	単価（円）	500本/haから1,500本以上まで500本毎に設定 この単価例は定性植栽
		スギ（通常）	上層木3齢級～ （面的複層林施業 10齢級～）	500本	194,800	
		スギ（少花粉）		500本	194,800	
		スギ（特定母樹）		500本	194,800	
		ヒノキ		500本	194,800	
下　刈		対象齢級	対象齢級		単価（円）	１齢級については、毎年実施可能。 ２齢級以上については、１回のみ。
		1～2齢級	下刈り（全刈り）		208,000	
雪起こし			対象齢級		単価（円）	植栽木本数の30%以上が倒伏した区域で実施した場合に補助対象
			1齢級		138,700	
			2齢級		163,900	
			3～5齢級		201,200	
倒木起こし			対象齢級		単価（円）	
			3～5齢級		138,700	
枝 打 ち	(2.0m以下)	対象齢級	林内生育本数/ha		単価（円）	生枝の打幅が１ｍ以上 生枝の打幅の中間点が地上から2.0m以下 ・この単価例は実施率75%以上
		3～6齢級	2,500本以上		225,300	
			2,100～2,499本		189,300	
			1,800～2,099本		162,200	
	(2.0m超える)	対象齢級	林内生育本数/ha		単価（円）	生枝の打幅が１ｍ以上 生枝の打幅の中間点が地上から2.0m超 ・この単価例は実施率75%以上
		3～6齢級	2,500本以上		268,200	
			2,100～2,499本		225,300	
			1,800～2,099本		193,100	
除　伐		使用機械	対象齢級		単価（円）	
		刈払機	3～5齢級		214,200	
保育間伐		使用機械	対象齢級		単価（円）	
		チェーンソー	3～7齢級		254,900	

	伐採方法	方　法　等	対象齢級	搬出材積m3	単価（円）	伐採率（本数）30%以上
間　　伐	定性間伐	車輌系	間伐 3～12齢級	10未満	207,400	
				10以上～20未満	277,900	
				20以上～30未満	348,400	
				30以上～40未満	418,900	
				40以上～50未満	489,400	
				50以上～60未満	559,900	
				60以上～70未満	630,400	
				70以上～80未満	700,900	
				80以上	771,400	
		架線系	間伐 3～12齢級	10未満	207,400	
				10以上～20未満	292,200	
				20以上～30未満	377,100	
				30以上～40未満	461,900	
				40以上～50未満	546,800	
				50以上～60未満	631,600	
				60以上～70未満	716,500	
				70以上～80未満	801,300	
				80以上	886,100	
	列状間伐	車輌系	間伐 3～12齢級	10未満	159,300	伐採率（本数）30%以上
				10以上～20未満	219,100	
				20以上～30未満	279,000	
				30以上～40未満	338,800	
				40以上～50未満	398,700	
				50以上～60未満	458,500	
				60以上～70未満	518,400	
				70以上～80未満	578,300	
				80以上	638,100	
		架線系	間伐 3～12齢級	10未満	159,300	
				10以上～20未満	230,600	
				20以上～30未満	301,900	
				30以上～40未満	373,300	
				40以上～50未満	444,600	
				50以上～60未満	515,900	
				60以上～70未満	587,300	
				70以上～80未満	658,600	
				80以上	730,000	

（付帯施設整備）

作　業　内　容　等		区　　分	単　価	摘　　要
クマ・シカ被害防除	剥皮防護資材		単価（円）	
		ネット等取付	753,800	円/ha　1,000本/ha
シカ防除	忌避剤塗布	薬剤等	単価（円）	
		シカ防除忌避剤	56,800	円/ha　塗布本数2,000本/ha
	防護柵	ｽｶｰﾄﾈｯﾄあり（網目10cm）	21,000	円/10m
		ｽｶｰﾄﾈｯﾄあり（網目5cm）	21,500	円/10m
	幼齢木保護材	保護材	単価（円）	
		ﾈｯﾄﾀｲﾌﾟ	2,083,700	円/ha　2,000本/ha
		ﾁｭｰﾌﾞﾀｲﾌﾟ（1本支柱）	2,226,800	円/ha　2,000本/ha
		ﾁｭｰﾌﾞﾀｲﾌﾟ（耐雪仕様）	2,250,700	円/ha　2,000本/ha
		生分解性ﾁｭｰﾌﾞﾀｲﾌﾟ（生分解性：ﾁｭｰﾌﾞ）	2,226,800	円/ha　2,000本/ha
		生分解性ﾁｭｰﾌﾞﾀｲﾌﾟ（生分解性：ﾁｭｰﾌﾞ、支柱）	2,346,100	円/ha　2,000本/ha
荒廃竹林整備			558,100	円/ha　2,000本/ha

（気象害等による特殊地拵え）

作　業　内　容　等		区　　分		単　価	摘　　要
特殊地拵え （２年以内に植栽による更新を行うことを条件とする）	機械による地拵え	車　両　系	50未満	1,670,600	円/ha
			50以上～100未満	1,883,500	円/ha
			100以上～150未満	2,096,300	円/ha
			150以上～200未満	2,309,200	円/ha
			200以上～250未満	2,522,100	円/ha
			250以上～300未満	2,734,900	円/ha
			300以上～350未満	2,947,800	円/ha
			350以上～400未満	3,160,600	円/ha
			400以上	3,373,500	円/ha
		架　線　系	50未満	1,670,600	円/ha
			50以上～100未満	1,940,900	円/ha
			100以上～150未満	2,211,100	円/ha
			150以上～200未満	2,481,400	円/ha
			200以上～250未満	2,751,600	円/ha
			250以上～300未満	3,021,900	円/ha
			300以上～350未満	3,292,200	円/ha
			350以上～400未満	3,562,400	円/ha
			400以上	3,832,700	円/ha

※　（参考：補助金の計算方法）
　補助金＝単価×（１＋（間接費率（２１%～３９%以内））×事業量×査定係数（１７０）×補助率（４／１０）
（注１）間接費率については、現場作業員の雇用状況、社会保険等の加入状況により変動します。
（注２）単価・補助率等は、補助金算定のために国及び県が定めたものであり、各種社会状況及び情勢等により変更することがあります。
（注３）森林組合等に代理申請の依頼をされる場合、森林組合等に委託又は、林業事業体等に５ヵ年以上の長期の委託をされる場合は、別途手数料等が生じる場合があるので依頼先又は委託先にお問い合わせください。
（注４）施業を実施する前に、補助制度等の概要を御確認ください。（申請事務手続相談は県現地機関、または申請事務を代理する森林組合、施業を委託する森林組合、林業事業体等に事前相談してください。）

森林整備事業に対する質問、ご意見などございましたら、下記の岐阜県各機関までお問い合わせください。

岐阜農林事務所 林業課（森林整備係）　電話 058-214-7409　FAX 058-215-7034
※所管する森林地域：岐阜市、各務原市、山県市、本巣市

西濃農林事務所 林業課（林務係）　電話 0584-73-1111　FAX 0584-73-8606
※所管する森林地域：大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町

揖斐農林事務所 林業課（森林整備係）　電話 0585-23-1111　FAX 0585-22-6725
※所管する森林地域：揖斐川町、大野町、池田町

中濃農林事務所 林業課（森林整備係）　電話 0575-33-4011　FAX 0575-33-4060
※所管する森林地域：関市、美濃市

郡上農林事務所 林業課（森林整備係）　電話 0575-67-1111　FAX 0575-67-0961
※所管する森林地域：郡上市

可茂農林事務所 林業課（森林整備係）　電話 0574-25-3111　FAX 0574-28-5301
※所管する森林地域：美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

東濃農林事務所 林業課（林務係）　電話 0572-23-1111　FAX 0572-23-9440
※所管する森林地域：多治見市、瑞浪市、土岐市

恵那農林事務所 林業課（森林整備係）　電話 0573-26-1111　FAX 0573-25-1501
※所管する森林地域：中津川市、恵那市

下呂農林事務所 林業課（森林整備係）　電話 0576-52-3111　FAX 0576-52-1483
※所管する森林地域：下呂市

飛騨農林事務所 林業課（森林整備係）　電話 0577-33-1111　FAX 0577-36-4000
※所管する森林地域：高山市、飛騨市、白川村

岐阜県庁 森林経営課（整備係）　電話 058-272-1111　FAX 058-278-2706
※岐阜県内全般